

# 監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 1 9 日

学校法人 関西医療学園

理 事 会 御 中

評 議 員 会 御 中

監 事

鎌田 義一 

監 事

三 中 幸 治 

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人関西医療学園寄附行為第 7 条の規定に基づき、学校法人関西医療学園の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事等から業務の報告を聴取するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人関西医療学園の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行は適切であり、不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めました。

以 上